大規模事故編

（令和７年作成）

《目次》

第 Ⅰ 部

第１章　地域防災計画（大規模事故編）の概要 …… 大規模 I-1
第１節 計画の目的及び前提 …… 大規模 I-1
第２節 計画の習熟 …… 大規模 I-1
第３節 計画の修正 …… 大規模 I-1
第４節 対象とする現象 …… 大規模 I-1
第２章　危険物施設等の概況 …… 大規模 I-2
第１節 市街地等の概況 …… 大規模 I-2
第２節 危険物施設等の範囲 …… 大規模 I-2
第３節 危険物施設等の現況 …… 大規模 I-2
第３章　市及び防災機関の役割 …… 大規模 I-3

第 II 部

第１章　初動態勢 …… 大規模 II-1
第１節 市の活動体制 …… 大規模 II-1
第２節 情報の収集・伝達 …… 大規模 II-2
第３節 応急対策活動の実施 …… 大規模 II-4
第２章　大規模火災 …… 大規模 II-5
第１節 具体的な取組 …… 大規模 II-5
第３章　危険物事故 …… 大規模 II-8
第１節 具体的な取組 …… 大規模 II-8
第４章　大規模事故 …… 大規模 II-18
第１節 航空機事故 …… 大規模 II-18
第２節 鉄道事故 …… 大規模 II-20
第３節 道路・橋りょう災害 …… 大規模 II-21
第４節 ＣＢＲＮＥ災害 …… 大規模 II-22
第５節 大規模停電事故 …… 大規模 II-22
第５章　訓練及び防災知識の普及 …… 大規模 II-25
第１節 防災訓練の充実 …… 大規模 II-25
第２節 防災知識の普及 …… 大規模 II-27

第Ⅰ部

総則

第１章　地域防災計画（大規模事故編）の概要

第１節 計画の目的及び前提

この計画は、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第４２条の規定に基づき、小平市防災会議が策定する計画である。その目的は、市、都、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、市の地域における大規模な火災、爆発、車両の大規模な衝突事故のような、通常の事故と異なり、社会的に大きな影響を及ぼす、またはその可能性がある大規模な事故災害に係る予防、応急対策及び復旧を実施し、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を大規模な事故災害から保護することである。

なお、本編では、大規模事故の対策計画を定めるが、本編に記載のない対策については、震災編の記載に準じるものとする。

第２節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、大規模事故対策を推進する必要がある。

このため、大規模事故に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、大規模事故に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、大規模事故への対応能力を高める。

第３節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第４２条の規定に基づき、毎年、検討を加え、必要があると認めたときに修正する。

なお、修正にあたっては、各防災機関は、関係のある事項について計画修正案を小平市防災会議に提出する。

第４節 対象とする現象

本計画の対象とする現象は、次のとおりとする。

１　大規模火災

２　危険物事故

・危険物等の爆発

・流出事故等

３　大規模事故

・航空機事故

・鉄道事故

・道路・橋りょう災害

・ＣＢＲＮＥ災害

・大規模停電事故

第２章　危険物施設等の概況

第１節 市街地等の概況

本編による本市の地勢概要は、震災編第Ⅰ部第２章第１節「小平市の概況」を準用する。

第２節 危険物施設等の範囲

大規模事故の原因となる危険物等として本編で対象とするのは、危険物（消防法第２条）、高圧ガス（高圧ガス保安法第２条）、火薬類（火薬類取締法第２条）、毒物・劇物（毒物及び劇物取締法第２条）及び放射線（放射性同位元素等の規制に関する法律第２条）である。小平市には、大規模な危険物貯蔵所や火薬類を扱う施設はないが、小規模な高圧ガス施設、毒物・劇物取扱施設、放射線等使用施設がある。

第３節 危険物施設等の現況

小平市には、大規模な危険物貯蔵所や火薬類を扱う施設はないが、小規模な高圧ガス施設、毒物・劇物取扱施設、放射線等使用施設がある。

第３章　市及び防災機関の役割

市、関係防災機関等が防災に関して処理する事務または業務の大綱は、震災編第Ⅱ部第１章第２節「市及び防災機関の役割」を準用する。

なお、小平市に係る役割は、次のとおりとする。

１　小平市防災会議に関すること。
２　防災に係る組織及び施設に関すること。
３　災害情報の収集及び伝達に関すること。
４　緊急輸送の確保に関すること。
５　避難の指示等及び誘導に関すること。
６　消防及び水防に関すること。
７　医療、防疫及び保健衛生に関すること。
８　外出者の支援に関すること。
９　応急給水に関すること。
１０　救援物資の備蓄及び調達に関すること。
１１　被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
１２　ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
１３　公共施設の応急復旧に関すること。
１４　災害復興に関すること。
１５　防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
１６　自主防災組織の育成に関すること。
１７　事業所防災に関すること。
１８　防災教育及び防災訓練に関すること。
１９　その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

第Ⅱ部

災害ごとの具体的計画

（災害予防・応急・復旧計画）

第１章　初動態勢

第１節 市の活動体制

１．責務

市は、市域に大きな火災または不測の事故が発生し、または発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策の実施に努める。

また、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び市が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。なお、本編において記載のない項目については、「震災編」の計画を準用する。

２．活動体制

震災編第Ⅱ部第５章第３節予防対策１「初動対応体制の整備」に準じる。

震災編第Ⅱ部第５章第３節応急対策１「初動態勢」に準じた体制を確立し、発生した現象等、状況に応じて柔軟に対応する。

３．応援協力

震災編第Ⅱ部第５章第３節予防対策４「広域連携体制の構築」に準じる。

４．現地連絡調整所の設置

（１）現地調整所の設置

災害現場における各機関の情報の共有化、活動の調整等を行い、被災者及び被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させることを目的として、必要に応じて被災現場近くに現地連絡調整所を設置する。

都は、大規模事故発生時、現地活動機関からの要請がある場合、または被害の軽減を図るため、必要があると判断した場合、現地連絡調整所を設置する。

市は、市内に大規模事故が発生し、現地連絡調整所が設置される場合には、現地近くの公共施設を提供するとともに、現地調整所に職員を派遣し、都と連携して連絡調整等を実施する。

（２）現地調整所の組織

災害現場における関係機関は、現地連絡調整所に連絡員を派遣する。関係機関には、次のものが考えられる。

① 市	② 都	③ 警視庁	④ 東京消防庁
⑤ 自衛隊	⑥ 医師会	⑦ 日本赤十字社東京都支部	⑧ 事故当事者機関
⑨ 消防団等			

（３）連絡調整事項

現地連絡調整所では、主として次のような連絡調整等を実施する。

①　被害状況の把握 ②　災害現場の状況把握 ③　警戒区域の確認 ④　各機関の役割分担、分担区域の確認 ⑤　各機関の部隊派遣状況及び見込み ⑥　被災者が一時的に避難する施設・場所の確保に関する調整 ⑦　軽症者の臨時的な移送や医療救護に関する調整 ⑧　重傷者の医療機関への移送に関する調整（ヘリ搬送含む。） ⑨　遺体の搬送及び安置場所等の調整 ⑩　各機関が発表する広報内容の確認等 ⑪　民間施設等の使用に関する確認 ⑫　臨時ヘリポートの設置・運用に関する調整 ⑬　その他各機関が必要とする事項

第２節 情報の収集・伝達

１．情報連絡体制

大規模事故が発生した場合または大規模な事故による被害が拡大するおそれがある場合、市民の通報や各関係機関からの情報収集活動を実施し、災害の規模に応じて警戒本部、災害対策本部、現地災害対策本部の設置、救援救護活動、地域住民の避難誘導、避難の指示等、避難施設の開設等を迅速かつ的確に実施するための態勢を確立する。

【関係機関との情報連絡経路】

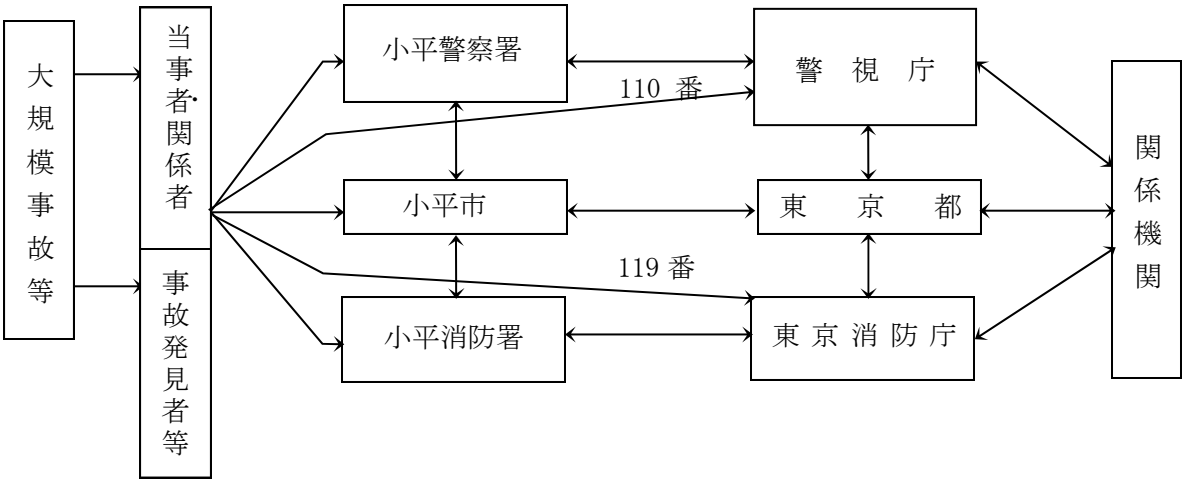

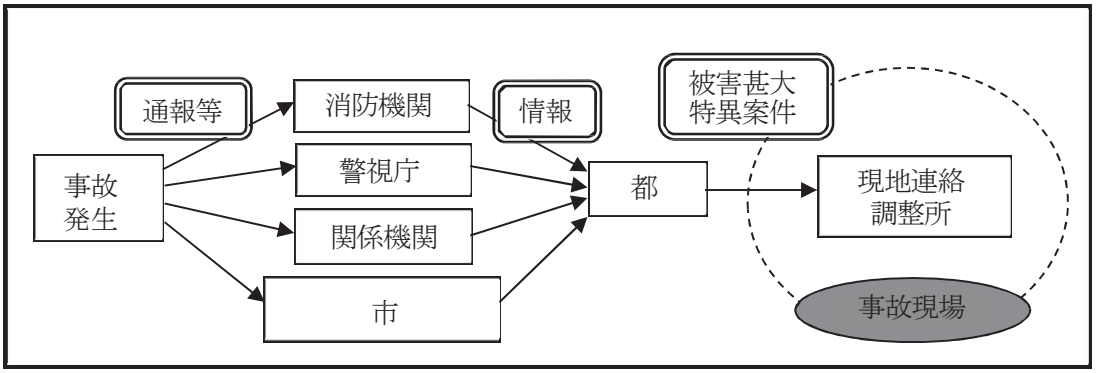

（１）初動時の情報連絡

危機管理担当部長は、市長へ報告し、その指示のもと状況に応じた危機管理体制をとるために必要な措置について防災危機管理課へ指示するとともに、市長からの指示事項等を各部長へ伝達する。

（２）米軍または自衛隊の航空機事故等の対応

航空機事故が発生した場合は、前記の経路に準じて通報連絡を行うが、米軍または自衛隊の航空機事故等による場合は、次の通報経路により通報を行う。

【米軍・自衛隊航空機事故等に係る通報経路図】

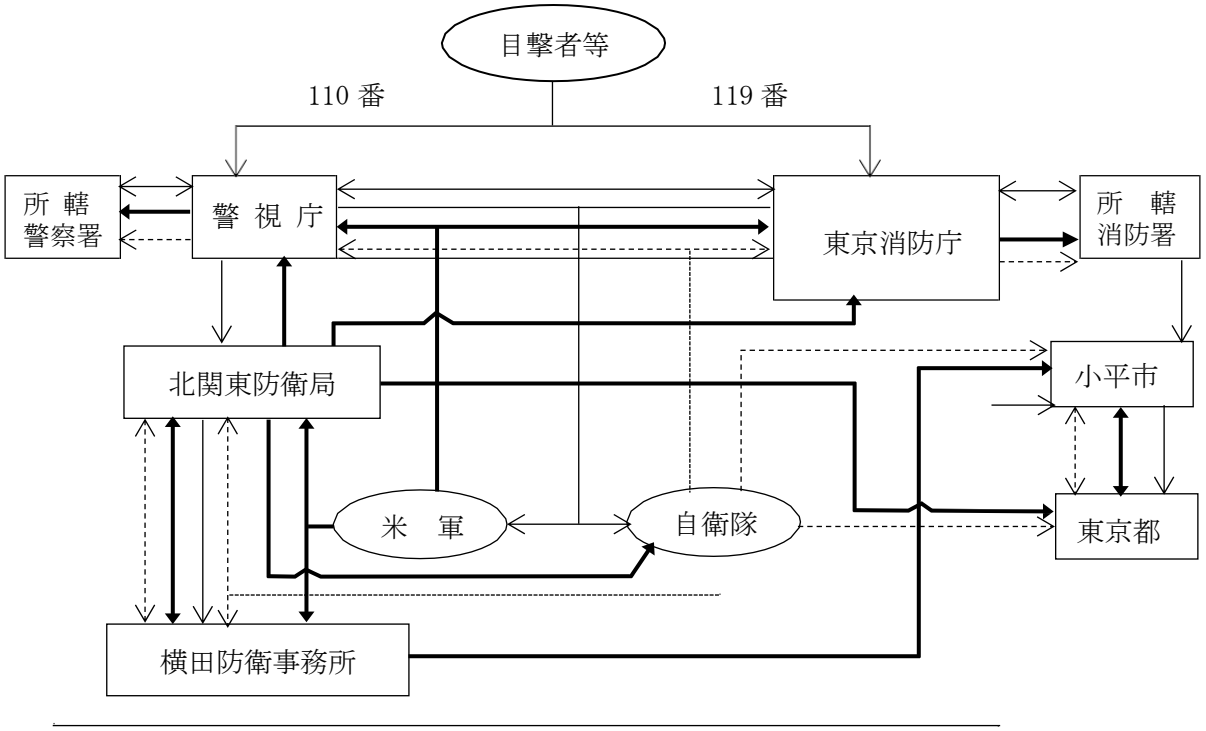

凡　　例	
―――	目撃者からの通報経路
━━━	米軍航空事故等に係る通報経路
┈┈┈	自衛隊航空事故等に係る通報経路

（３）市域外で発生した災害等が市域に影響するおそれがある場合の対応

市（防災危機管理課）は、近隣地域や近県で発生し、市域に影響を及ぼす可能性がある災害等の情報を得たときは、直ちに情報収集を行い、危機発生の可能性、発生すると思われる危機の状況等を勘案し、危機発生の可能性が高いと判断される場合は、危機管理担当部長へ報告し、市域で大規模事故が発生した場合に準じて危機管理体制の構築を図る。

第３節 応急対策活動の実施

１．救助・救急、救護活動

消防署、警察署、都及び関係機関に協力して、被災者の救助・救急、救護活動を実施する。また、必要に応じて、医療救護チームを現地に派遣する。

救助・救急活動については、震災編第Ⅱ部第３章「安全な都市づくりの実現」、救護活動については、震災編第Ⅱ部第７章「医療救護・保健等対策」に準じて行う。

２．避難対策

大規模事故が発生した場合、または大規模な事故による被害が拡大するおそれがある場合、地域住民の生命、身体を保護するために避難の指示、避難誘導等の適切な避難対策を実施する。

避難対策については、震災編第Ⅱ部第９章第３節応急対策２「避難誘導」に準じて行う。

３．その他の応急対策活動

大規模事故が発生した場合の被害の拡大を防止するとともに、被災者の救助活動、地域住民の避難対策等の実施において、状況よりその他の応急対策活動が必要と認められる場合は、震災編及び風水害編に準じて行う。

第２章　大規模火災

第１節 具体的な取組

《予防対策》

対策一覧	担当
１　火災の予防	防災危機管理課、小平消防署、東京都都市整備局
２　建築物等の防火対策	小平消防署、東京都都市整備局、東京都教育庁

１．火災の予防

１－１．防火思想の徹底普及

（１）市民に対する防災指導

市（防災危機管理課）は、都及び関係機関と協力し、パンフレット、ポスター、ホームページ、ＳＮＳ等の各種媒体を用いて、防火思想の普及を図る。

出火防止、初期消火及び応急救護の要領について教育、訓練を実施し、市民の防火意識と防災行動力の向上を図る。

（２）事業所の防火管理及び防火管理指導

東京消防庁小平消防署は、都及び関係機関と協力し、防火管理及び防災管理指導を通じて、事業所における防火管理及び防災管理体制の充実強化を図る。

１－２．防火査察

東京消防庁小平消防署は、消防法第４条または第１６条の５の規定に基づき、消防対象物または危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

１－３．市街地等の不燃化

（１）東京都

都（都市整備局）は、市街地大火の防止・避難時の安全確保のため、道路、鉄道、河川、公園等の都市施設整備にあわせ事業等を実施するなど、地域特性に応じた適切な施策の組み合わせにより市街地の不燃化を進めていく。

（２）東京消防庁小平消防署

小平消防署は、建築物の新築または増改築等に係る消防同意事務等において不燃化の指導を行う。

２．建築物等の防火対策

２－１．一般建築物等の防火対策

（１）東京都

都（都市整備局）は、建築物の位置、構造、設備は、建築基準法関係法令及び建築安全条例に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態で施工及び維持するよう指導する。

また、建築物に対し、法令に基づく立入検査を実施し、災害予防についての指導に当たるとともに、防災上の見地から必要な指導を行う。

（２）東京消防庁小平消防署

小平消防署は、建築物の位置・構造及び設備は建築基準法関係法令（防災に関する規定に限る）、消防用設備等は消防法関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持管理するよう指導する。

建築物に対し、本章第１節予防対策「１－２　防火査察」による防火査察を実施する。

火災の発生を受けて消防法、建築基準法及び火災予防条例の改正が行われた場合に、それぞれ定められた基準を適合させるなど、防火上の観点から必要な指導を行う。

２－２．文化財の防火対策

（１）東京都

都（教育庁）は、文化財が貴重な国民的遺産であることを周知徹底させるための措置を講じる。

また、常に自衛消防組織の維持に努めるため、防災訓練等を実施するほか、災害予防に関して関係機関と密接な連絡を図るよう指導する。

毎年１月２６日を「文化財防火デー」として、学校教育、社会教育を通じて、文化財防火運動を推進し、文化財に対する認識を深める。

（２）東京消防庁小平消防署

小平消防署は、消防用設備等の適正な維持管理の指導、災害時の活動体制の確立の指導及び施設内外における火気取扱の規制等所要の指導を行う。

毎年１月２６日を「文化財防火デー」として、文化財における消防演習やポスター等を活用した広報及び立入検査等を実施し、文化財の火災予防に関する認識の高揚を図る。

《応急対策》

１．活動方針

（１）小平市

市は、地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、及びこれらの災害による被害の軽減を図るため、関係機関との連携の下に消防活動を実施する。

（２）東京消防庁小平消防署

大規模な事故等が発生した場合において、それらの事象から生命、身体及び財産を保護するため、関係機関と連携の下、東京消防庁の機能を十分に発揮して消防部隊等を運用し、災害等による被害の軽減を図るとともに、人命救助及び救急活動を実施する。

２．活動態勢

活動態勢について市の消防機関は、常時、火災その他の災害に即応できる態勢を確保しておかなければならない。本項においては、東京消防庁の本部の編成、部隊の運用について定める。

（１）本部の構成

東京消防庁に災害活動組織の総括として警防本部を、消防方面本部ごとに方面隊本部を、消防署ごとに署隊本部を置く。

（２）部隊の運用等

東京消防庁は、地下街及び高層ビル等における火災に対しては、個別に計画を作成し、計画に応じて特別消火中隊などを運用するとともに、災害の様相及び規模により消防救助機動部隊や航空救助機動部隊などの特別な消防部隊を運用し、火災等に対処している。

東京消防庁は、大規模な火災、テロ災害、事故、自然災害等により、多数の要救助者や負傷者が発生している場合において、各出場計画等の運用では対応に混乱、遅延、支障等が発生し、迅速な救出救助体制や搬送体制を構築する必要があるときに、統合機動部隊を運用する。

第３章　危険物事故

第１節 具体的な取組

《予防対策》

対策一覧	担当
１ 貯蔵施設の安全化	小平消防署、小平警察署、東京都下水道局、東京都環境局、東京都保健医療局、東京都教育庁、東京都関係部局
２ 危険物等の輸送の安全化	小平消防署、小平警察署、東京都保健医療局
３ 応急用資器材の準備	小平消防署、小平警察署、東京都教育庁、東京ガスグループ

１．貯蔵施設の安全化

１－１．石油類施設

（１） 保安計画

① 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、通常時から危険物流出等の事故原因を究明し、改修指導及び類似事故の発生防止を図ることにより危険物施設の健全性を確保し、大規模事故への進展を防止する。

また、次の事項について積極的に指導する。

ア　危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること。

イ　危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等にあたって十分な用地を確保させること。

なお、大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会が設置されており、同協議会傘下の事業所に対し、事業所間における相互応援体制の強化及び防災資器材の整備充実を図るよう引き続き指導する。

② 東京都

都（下水道局）は、消防法等の法令に基づき、技術上の基準に適合した施設の構築を図るとともに、危険物保安監督者、危険物取扱者等による日常点検及び保安体制を確立し、安全化を図る。

（２） 規制及び立入検査

① 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、次の事項に取り組む。

ア　規制

危険物施設については、消防法令に基づき、貯蔵し、または取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。

また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等に関わる指導を推進する。

イ　立入検査

第２章第１節予防対策「１－２　防火査察」による立入検査を行う。

１－２．高圧ガス施設

（１） 保安計画

①　東京都

都（環境局）は、関係機関との連絡体制の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。

また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。

さらに、災害時の高圧ガス施設からの被害の軽減を図るため、「東京都高圧ガス施設安全基準」により事業所を指導していく。

②　警視庁小平警察署

小平警察署は、都、東京消防庁等関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行うとともに、関係団体との連携を密にして防災訓練を推進する。

（２） 規制及び立入検査

①　東京都

都（環境局）は、災害を未然に防止するため、対象事業所(製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱い及び消費)に対する保安検査、立入検査等を行い、法令に定める技術的基準に適合させるよう指導するとともに、自主保安活動の促進を図る。

②　東京消防庁小平消防署

小平消防署は、第２章第１節予防対策「１－２　防火査察」による立入検査を行う。

１－３．火薬類施設

（１） 保安計画

①　東京都

都（環境局）は、関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行い、状況の変化を把握して防災に万全を期す。

また、全都道府県の事故通報を業種、原因別に収録し防災対策の資料とする。

②　警視庁小平警察署

小平警察署は、施設周辺における住民の避難誘導態勢を確立する。

（２） 規制及び立入検査

①　東京都

都（環境局）は、対象事業所に対する保安検査及び立入検査を行い、法令に定める基準維持またはその後の周囲の状況変化に対応する基準に適合させるよう、指導あるいは措置命令を行う。

②　警視庁小平警察署

小平警察署は、立入検査を実施し、施設、構造、設備等が不適切なものは、都環境局に通報し是正を要請する。

③　東京消防庁小平消防署

小平消防署は、第２章第１節予防対策「１－２　防火査察」による立入検査を行う。

１－４．毒物・劇物、化学薬品等施設

（１）保安計画

①　東京都

都（保健医療局）は、事故の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時における対応措置及び定期的な防災訓練の実施等を指導する。毒物・劇物をタンクで貯蔵する施設については、万一、毒物・劇物の飛散漏洩等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の除害薬品等の常備を指導する。

都（下水道局）は、水質試験用薬品は、「水質試験に関わる薬品等の管理要領」に基づき、水質試験などを行う各部所において「毒物劇物危害防止管理規定」を作成し、管理している。水質試験などを行う各部所において、毒物劇物管理担当者、薬品管理担当者を定め、薬品の購入、保管、在庫管理などを適正に行い、関係諸法規を遵守するとともに、健康被害防止、災害防止、火災防止に努める。

都（教育庁）は、毒物・劇物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。

ア　保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理のもとに出し入れすること。

イ　毒物・劇物を収納する容器は、落下や転倒により容易に破損しない材質のものを使用すること。

ウ　毒物・劇物の保管場所は安全な一定の場所とし、「毒物」「劇物」等の表示をすること。

エ　毒物・劇物収納容器の保管は、転倒・落下防止措置を施した丈夫な戸棚とし、振動等により戸が開くのを防止するための留め金を設けたものとすること。

また、戸棚は床または壁体等に固定すること。

オ　毒物・劇物収納容器の密栓、多段積みを避ける等の措置に配意するとともに、特に混合発火等のおそれがある薬品は別々に保管し、接近して置かないこと。

また、危険性の高い薬品類は戸棚の下段に保管し、必要によっては砂箱内に収納すること。

特に、自然発火のおそれがあるものは、保護液を十分に満た しておくこと。

カ　振動等により破損するおそれがある実験器具等を使用する場合には、毒物・劇物の拡散が防止できる措置を講じた場所で行うこと。

キ　使用量、在庫量を常に明らかにしておくとともに、消火器等の消防器具・設備を整備しておくこと。

ク　児童・生徒等に対し緊急時の措置に関する安全教育を徹底すること。

②　警視庁小平警察署

小平警察署は、職員に対する指導教養を行い、毒物、劇物知識の普及徹底を図る。

（２）規制及び立入検査

①　東京都

都（保健医療局）は、毒物及び劇物取締法に基づき、立入検査を実施し、毒物・劇物の適正な管理を指導する。

② 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、第２章第１節予防対策「１－２　防火査察」による立入検査を行う。

１－５．放射線等使用施設

（１） 保安計画

① 東京都

都（保健医療局）は、都内の病院等における放射性物質については、医療法に基づき病院等の管理者が放射性物質取扱者、責任者に対する教育の徹底、自主的な訓練、汚染水についての検査指導及び拡散防止等に関する計画を定めており、予防対策に万全を期している。

病院等の放射性物質は、強固な耐火性貯蔵室、貯蔵庫に保管されており、平常時には影響が考えられない。しかし、不確定要素が多分にある災害の場合、容器の破損等により被害が発生することも予想される。

都内の放射性同位元素（ＲＩ）使用病院等で被害が発生した場合、都は、人身への被害を最小限にとどめるため、４人を１班とするＲＩ管理測定班を１３班編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去等に努める。

② 東京都関係部局

東京都関係部局は、ＲＩによる環境汚染を伴う被曝及び医療・職業上の放射線障害に関する対策を検討するため、ＲＩ対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行い、必要に応じ国の関係省庁に監視指導体制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれのＲＩ対策を推進することとしている。

③ 警視庁小平警察署

小平警察署は、保管施設の実態を把握するとともに、関係機関、団体との協力体制を確立する。

また、施設周辺における避難誘導態勢を確立する。

（２） 規制及び立入検査

① 東京都

都（保健医療局）は、医療法に基づき立入検査を年１回実施し、ＲＩの取扱いについて指導を行う。

② 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、第２章第１節予防対策「１－２　防火査察」による立入検査を行う。

１－６．都市ガス等使用施設

（１） 規制及び立入検査

① 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、第２章第１節予防対策「１－２　防火査察」による立入検査を行う。

１－７．温泉における可燃性天然ガス安全対策

（１） 保安計画

① 東京都

都（環境局）は、東京消防庁等関係機関との連絡体制の確立を図り、温泉の掘削時、採取

時及び廃止時における可燃性天然ガスによる災害の防止を指導する。

また、温泉法に基づき掘削時及び採取時の災害防止規程を作成させ、日常点検及び自主保安体制を確立させる。

（２） 規制及び立入検査

① 東京都

都（環境局）は、災害を未然に防止するため、温泉掘削許可及び温泉採取許可申請時の事前指導並びに温泉掘削工事現場及び温泉施設の立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合させるよう指導する。

事業者の自主管理を推進するために、温泉採取施設の温泉安全管理担当者を対象に、講習会を開催する。

２．危険物等の輸送の安全化

石油類等の危険物の輸送は、タンクローリーやトラック等による自動車輸送、貨車による鉄道輸送等により行われている。

（１）東京都

都（保健医療局）は、毒物劇物運搬車両の路上点検及び集積場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。

また、要届出毒物劇物運送事業者の所有する毒物劇物運搬車両に対する指導取締りを行う。

さらに、毒物及び劇物取締法について、関係機関との連絡通報体制を確立する。

（２）警視庁小平警察署

小平警察署は、危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。

また、関係機関との連絡通報体制を確立する。

（３）東京消防庁小平消防署

小平消防署は、次の事項に取り組む。

項目	内容
立入検査	タンクローリーは、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、第２章第１節予防対策「防火査察」による立入検査を行う。
指導方針	石油元売各社に対し、次の事項について指導する。 ①　危険物輸送の動態に対応した輸送手段についての保安基準の遵守 ②　種類別の危険度を考慮した輸送手段についての保安基準の遵守 ③　安全度の高い輸送手段への移行

３．応急用資器材の整備

危険物の取扱いについては、予防・保安計画により安全対策を実施しているが、万一、災害が発生した場合に、二次災害を防止し、被害を最小限にとどめるためには、平常時から応急用資器（機）材を整備し、直ちに応急対策を実施することが必要である。

（１）東京都

都（教育庁）は、学校に対し、危険物等を使用・保管する教室には、水バケツ、化学消火器、砂などを常備し、緊急の際に使用するよう指導する。

（２）東京ガスグループ

東京ガスグループは、復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は平素から分散して備蓄する。

（３）警視庁小平警察署

小平警察署は、毒物・劇物対策として、除染用資機材、ガス検知器、防護服、防毒マスク、空気呼吸器等を整備している。

また、放射線対策として、保護服、防護マスク、サーベイメーター、線量計等を整備している。

（４）東京消防庁小平消防署

小平消防署は、毒物・劇物、放射線対策として防護服、空気呼吸器、防毒マスク、各種測定資器材、除染資器材を整備している。

《応急対策》

対策一覧	担当
１ 石油類等危険物取扱施設対策	施設責任者、東京都環境局、小平消防署、小平警察署、本部班
２ 火薬類等取扱施設対策	施設責任者、東京都環境局、小平消防署、小平警察署、本部班
３ 毒物･劇物･有害化学物質等取扱施設対策	施設責任者、小平消防署、小平警察署、東京都保健医療局、東京都教育庁、本部班
４ 高圧ガス等取扱施設対策	施設責任者、東京都総務局、東京都環境局、小平消防署、小平警察署、本部班
５ 流出油及び危険物等輸送車両の応急対策	施設責任者、東京都環境局、東京都総務局、東京都建設局、小平消防署、小平警察署、本部班

１．石油類等危険物取扱施設対策

石油類等危険物取扱施設等が被害を受け、危険物の流出、火災、爆発等のおそれがある場合、市、各関係機関の対策は次のとおりである。

（１）施設責任者

施設責任者は、次の事項に取り組む。

① 発火源の除去　② 油類の流出、拡散防止　③ 消防署、警察署への通報
④ 消防隊への協力（情報）

（２）東京都

都（環境局）は、施設責任者への指導を行う。

（３）東京消防庁小平消防署

小平消防署は、次の事項に取り組む。

① 危険物の流出、爆発等のおそれがある作業及び移送の停止
② 施設の応急点検
③ 混触発火等による火災防止措置
④ 初期消火活動と流出・異常反応等による拡散防止措置と応急対策
⑤ 災害状況に応じた従業員・周辺住民への人命安全措置
⑥ 警戒区域の設定・規制と広報活動

（４）警視庁小平警察署

小平警察署は、次の事項に取り組む。

① 避難の指示　② 避難誘導　③ 関係機関との連絡　④ 警戒区域の設定

（５）小平市

市（本部班）は、次の事項に取り組む。

① 避難指示　② 避難誘導　③ 避難施設の開設
④ 避難住民の保護　⑤ 関係機関との連絡　⑥ 情報提供
⑦ 都への現地連絡調整所の設置の要請　⑧ 都現地連絡調整所への協力

２．火薬類等取扱施設対策

火薬類製造事業所等の施設等が危険な状態になった場合、市、各関係機関の対策は次のとおりである。

（１）施設責任者

施設責任者は、次の事項に取り組む。

① 保管、貯蔵中の火薬類の安全な位置への移動	② 消防署、警察署への通報
③ 付近住民の避難	④ 消防隊への協力（情報）

（２）東京都

都（環境局）は、関係機関への連絡及び事業所に対する水バケツ等の消火施設の強化を指示する。

（３）東京消防庁小平消防署

小平消防署は、次の事項に取り組む。

① 延焼火災等による誘発の防止	② 警戒区域の設定・規制と広報活動
③ 関係機関との連絡	

（４）警視庁小平警察署

小平警察署は、次の事項に取り組む。

① 避難の指示	② 避難誘導	③ 関係機関との連絡

（５）小平市

市（本部班）は、次の事項に取り組む。

① 避難指示	② 避難誘導	③ 避難施設の開設
④ 避難住民の保護	⑤ 関係機関との連絡	⑥ 情報提供
⑦ 都への現地連絡調整所の設置の要請		⑧ 都現地連絡調整所への協力

３．毒物・劇物・有害化学物質等取扱施設対策

毒物・劇物・有害化学物質等を保有する事業所等が危険な状態になった場合、市、各関係機関の対策は次のとおりである。

（１）施設責任者

施設責任者は、次の事項に取り組む。

① 発火源の除去
② 毒物・劇物・有害化学物質等の安全な場所への移動
③ 漏出防止、除毒措置
④ 消防署、警察署への通報
⑤ 付近住民の避難
⑥ 消防隊への協力（情報）

（２）東京消防庁小平消防署

小平消防署は、次の事項に取り組む。

① 警戒区域の設定・規制と広報活動
② 関係機関との連絡
③ 人命危険が著しく切迫しているときの避難の指示等

（３）警視庁小平警察署

小平警察署は、次の事項に取り組む。

① 避難指示	② 避難誘導	③ 関係機関との連絡	④ 警戒区域の設定

（４）東京都

都（保健医療局）は、毒物・劇物・有害化学物質等の飛散、漏えい、浸透防止及び中和剤等

による除毒作業の指示を行う。

都（教育庁）は、学校における事故発生時の活動について指導の実施を行う。

（５）小平市

市（本部班）は、次の事項に取り組む。

① 避難指示	② 避難誘導	③ 避難施設の開設
④ 避難住民の保護	⑤ 関係機関との連絡	⑥ 情報提供
⑦ 都への現地連絡調整所の設置の要請		⑧ 都現地連絡調整所への協力

４．高圧ガス等取扱施設対策

高圧ガス貯蔵施設等が被害を受け、（塩素ガス等の）有毒ガスが漏えいした場合、（広範囲に被害が拡大するおそれがあるため）市、各関係機関は直ちに都（環境保全局）に通報し、対策にあたる。なお、高圧ガスの輸送中の事故についても同様に行う。

（１）施設責任者

施設責任者は、次の事項に取り組む。

① 作業員の避難・安全措置	② 消防署、警察署への通報	③ 都（環境保全局）への通報
④ 消防隊への協力（情報）	⑤ 付近住民の避難	

（２）東京都

都（総務局）は、関係機関への必要な連絡通報を行う。

都（環境局）は、高圧ガス保安協会への連絡及び防災事業所への出動要請を行う。

（３）東京消防庁小平消防署

小平消防署は、次の事項に取り組む。

① 警戒区域の設定・規制と広報活動
② 関係機関との連絡
③ 人命危険が著しく切迫しているときの避難の指示等

（４）警視庁小平警察署

小平警察署は、次の事項に取り組む。

① 避難の指示	② 避難路の確保及び避難誘導	③ 関係機関との連絡
④ 交通規制	⑤ 警戒区域の設定	

（５）小平市

市（本部班）は、次の事項に取り組む。

① 避難指示	② 避難誘導	③ 避難施設の開設
④ 避難住民の保護	⑤ 関係機関との連絡	⑥ 情報提供
⑦ 都への現地連絡調整所の設置の要請		⑧ 都現地連絡調整所への協力

５．流出油及び危険物等輸送車両の応急対策

施設からの流出や危険物等輸送車両の事故等がおきた場合、各関係機関は連携し、出火防止・事故の拡大防止対策を講じる。

（１）施設責任者

施設責任者は、次の事項に取り組む。

① 作業施設内の安全処置	② 消防署、警察署への通報	③ 出火及び拡大防止措置
④ 消防隊、警察への協力	⑤ 付近住民の避難	

（２）東京都

都（環境局、総務局、建設局）は、次の事項に取り組む。

① 関係機関との情報連携	② 緊急措置命令の実施	③ 関係機関への要請

（３）東京消防庁小平消防署

小平消防署は、次の事項に取り組む。

① 救助・救急	② 避難誘導	③ 被害の拡大防止
④ 警戒区域の設定・規制と広報活動	⑤ 交通規制の要請	

（４）警視庁小平警察署

小平警察署は、次の事項に取り組む。

① 警戒区域の設定、避難誘導	② 交通規制	③ 関係機関との連絡

（５）小平市

市（本部班）は、次の事項に取り組む。

① 避難指示	② 避難誘導	③ 避難施設の開設
④ 避難住民の保護	⑤ 関係機関との連絡	⑥ 情報提供
⑦ 都への現地連絡調整所の設置の要請		⑧ 都現地連絡調整所への協力

第４章　大規模事故

第１節 航空機事故

対策一覧	担当
予防対策	東京都港湾局、東京空港事務所
応急対策	小平消防署、東京都、関係機関、本部班

《予防対策》

航空機による墜落・衝突事故等を防止するため、関係機関は次の保安対策を講じる。

（１）東京都港湾局

東京都港湾局は、東京都営空港における航空機の安全な運航を確保するため、空港施設（滑走路、エプロン及び保安施設等）の維持管理を行う

各都営空港に離着陸する航空機及びその周辺空域を航行する航空機の安全と円滑な運航を確保するため、必要な措置を講じる。

（２）東京空港事務所

東京空港事務所は、空港における航空機の安全な運航を確保するため、飛行場施設（滑走路、エプロン及び保安施設等）の維持管理を行う。

空港に離着陸する航空機及びその周辺空域を航行する航空機の安全と円滑な運航を確保するため、必要な措置を講じる。

《応急対策》

（１）東京消防庁小平消防署

小平消防署は、東京消防庁の大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。

（２）東京都及び防災関係機関

東京都及び防災関係機関は、自衛隊機、米軍機の場合は「米軍及び自衛隊機の飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」に基づき対策活動を実施する。

緊急連絡通報	航空機事故緊急連絡者は、次の事項について行う。 ① 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等） ② 事故発生の日時、場所 ③ 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無 ④ その他必要事項
現地連絡所等の設置	① 航空機事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。 ② 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所にあっては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。 この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

（３）小平市

市（本部班）は、関係機関との連絡を行うとともに、都への現地連絡調整所の設置の要請及び設置された都現地連絡調整所への協力を行う。

また、防災関係機関の応急対策に可能な限り協力する。

＜通報経路（民間航空機事故の場合）＞

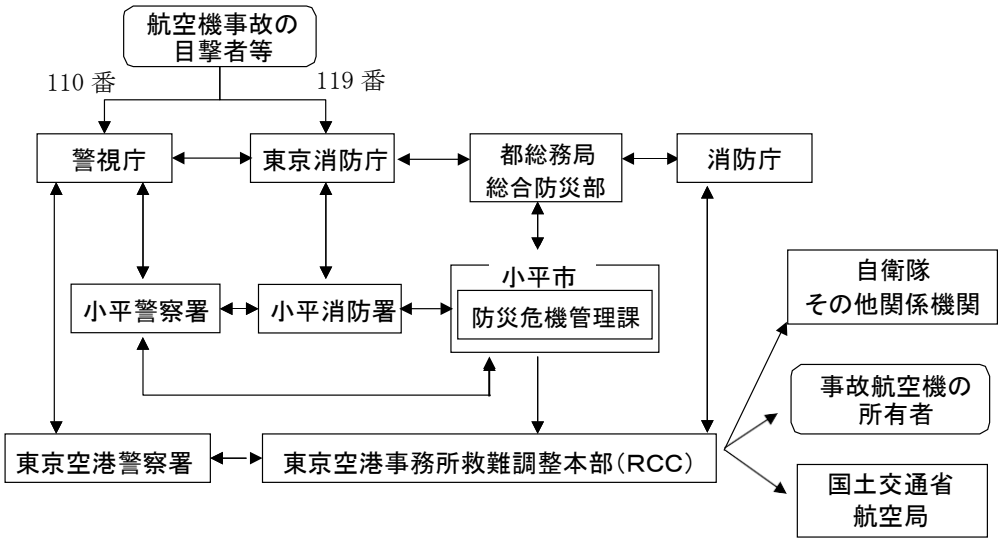

事故調査委員の現地派遣

＜通報経路（自衛隊機または米軍機事故の場合）＞

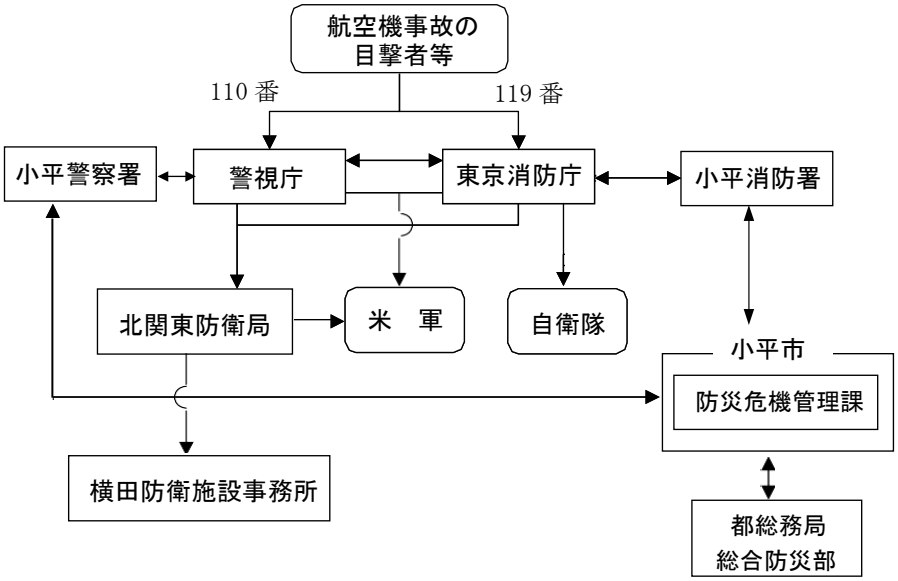

＜米軍または自衛隊からの通報経路＞

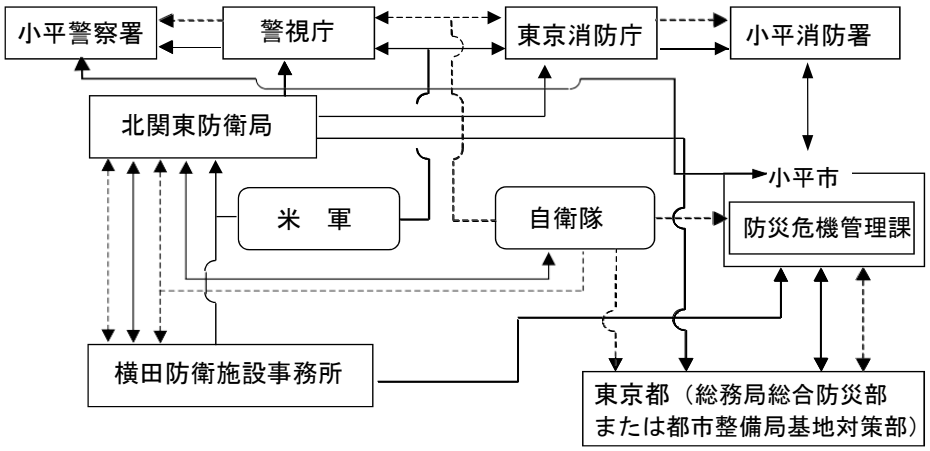

第２節 鉄道事故

対策一覧	担当
予防対策	JR東日本、JR貨物、西武鉄道
応急対策	JR東日本、西武鉄道、本部班、小平消防署、小平警察署

《予防対策》

列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係機関は次の安全対策を行う。

（１）ＪＲ東日本、ＪＲ貨物

ＪＲ東日本、ＪＲ貨物は、事故災害を予防し、人命の安全、輸送を確保するため、次のとおり車両の安全や地上施設の改良整備の推進を図るとともに、列車を安全運行できるよう列車の運行に関わる人員に対して、継続的な安全教育を実施する。

① 車両や線路などの検査基準及び関係法令等に基づく定期または随時保守点検を実施する。
② 橋りょうや停車場、建物なども保守点検を継続的に実施すると共に、耐震性の確保を図る。
③ 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、放送装置、消火設備等の保安設備の整備及び改良を推進する。

（２）西武鉄道

西武鉄道は、輸送の安全確保を図るため、次のとおり保安対策を講じている。

① 踏切の立体化と整理統合及び踏切支障検知・報知装置の設置
② 運行管理システムと自動列車停止装置、自動列車制御装置、列車集中制御装置
③ 列車無線装置

《応急対策》

（１）ＪＲ東日本グループ、西武鉄道

ＪＲ東日本グループ、西武鉄道は、旅客列車等の衝突・脱線・転覆・火災等の大規模な事故が発生した場合は、（現地）災害対策本部を設置し応急措置を行う。 また、復旧状況、列車の運行状況について関係機関に連絡する。

① 災害発生と同時に運転規制等初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。
② 列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のため的確な避難誘導を行う。
③ 旅客を避難誘導した後、災害情報等を旅客に伝達し秩序維持に協力する。
④ 避難措置の情報等は、速やかに市災害対策本部に通報する。
⑤ 旅客等に事故が発生した場合、救護班等を編成し救急救護に当たる。
⑥ 不通区間が生じた場合は、バス等による振替輸送等を講じる。
⑦ 重要度の高い施設から仮復旧を行う。

（２）小平市

市（本部班）は、関係機関との連絡を行うとともに、都へ現地連絡調整所の設置の要請を行い、設置された都現地連絡調整所への協力を行う。

また、関係機関の応急対策に可能な限り協力する。

（３）東京消防庁小平消防署

小平消防署は、火災の状況把握及び消火活動、延焼火災等による誘発の防止を行う。

また、警戒区域の設定・規制と広報活動を行い、関係機関との連絡を行う。

（４）警視庁小平警察署

小平警察署は、交通規制、避難誘導、警戒区域の設定を行うとともに、関係機関との連絡を行う。

第３節 道路・橋りょう災害

対策一覧	担当
予防対策	東京都建設局、小平警察署、道路課
応急対策	本部班、道路復旧班、東京都建設局、小平消防署、小平警察署

《予防対策》

命の安全及び輸送の確保を図るため、各関係機関は次の安全対策を行う。また、道路管理者、交通管理者一体となった交通安全対策を推進する。

（１）東京都

都（建設局）は、所管する道路について、大規模事故の発生を未然に防止するため、次の措置を講じる。

① 定期的な安全点検の実施及び適切な措置
② 事故多発箇所の施設改善

万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、関係機関との緊密な情報連絡体制の確保を行う。

（２）警視庁小平警察署

小平警察署は、事故多発箇所における表示板等の設置、及び交通安全指導の徹底を行う。

（３）小平市

市（道路課）は、所管する道路について、安全点検や補修、改修を行うなど、平常時から道路の安全確保に努める。

《応急対策》

（１）小平市

市（本部班、道路復旧班）は、所管する道路において事故が発生した場合、またはその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。

事故の発生により、または発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。

（２）東京都

都（建設局）は、所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講じる。

① 関係機関への連絡、調整
② 応急措置の実施
③ 被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施

（３）東京消防庁小平消防署

小平消防署は、事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京ＤＭＡＴと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。

（４）警視庁小平警察署

小平警察署は、事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に努める。

第４節 ＣＢＲＮＥ災害

対策一覧	担当
予防対策	小平警察署、小平消防署、東京都保健医療局、本部班
応急対策	関係機関

《予防対策》

ＣＢＲＮＥ災害の被害を最小限にとどめるため、関係機関は迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理体制を確立し、次の安全対策を行う。

（１）警視庁小平警察署

小平警察署は、次の措置を講じる。

① 平素から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに、自主防災体制の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。
② 各事業者に対し、非常時用資器材、施設の警備措置及び施錠措置等の点検を随時実施させるとともに、自主防犯訓練の実施を督励する。
③関係機関との合同訓練等を実施して災害対応に万全を期する。

（２）東京消防庁小平消防署

小平消防署は、各種防護服、測定機器、大型除染設備、テロ災害対応資器材等を整備しＣＢＲＮＥ災害対応の充実強化を図る。

（３）東京都

都（保健医療局）は、東京都災害拠点病院に対し、ＣＢＲＮＥ災害の被害者の診断等に必要な除染設備等の医療機器の整備を支援する。

（４）小平市

市（本部班）は、初動連絡体制の確保に努める。

《応急対策》

ＣＢＲＮＥ災害の被害を最小限にとどめるため、関係防災機関が連携して応急対策を行う。

なお、都総務局においては、関係防災機関と情報連絡を密に行うとともに、都保健所においても地域関係機関と現地調整所を設置し、関係機関と連携して応急対策を実施する。

第５節 大規模停電事故

対策一覧	担当
予防対策	施設所管課、水と緑と公園課、防災危機管理課、健康推進課、高齢者支援課、障がい者支援課、東京都産業労働局
応急対策	本部班、道路復旧班、各班、電力事業者、電気通信事業者、道路管理者

《予防対策》

暴風による倒木等に起因する大規模停電を予防するとともに、大規模停電発生時の電力の早期復旧、重要施設の非常電源確保対策等を定める。

（１） 小平市

市（施設所管課、水と緑と公園課、防災危機管理課、健康推進課、高齢者支援課、障がい者支援課）は、次の措置を講じる。

① 各課は、管理する施設敷地内及び街路上の樹木について、強風による倒木等で電線、電柱等に被害を及ぼすおそれのあるものを調査し、剪定するなどの適正な植生管理を推進する。
② 水と緑と公園課は、東京都やライフライン事業者と連携し、小平市が管理している樹林や緑道内の樹木について、強風による倒木等で電線、電柱等に被害を及ぼすおそれのあるものを調査し、剪定するなどの適正な植生管理を推進する。
③ 防災危機管理課は、停電の長期化を想定してＬＥＤランタン、バッテリー、水、食料、燃料などを家庭内備蓄に加えるよう周知する。大規模停電時に電源車等の配備調整を円滑に行えるよう、重要施設の非常電源整備状況リスト※を作成し、国、都、電力事業者等と共有する。
また、大規模停電時の住民ニーズに対応した各種支援サービスの実施体制を整備する。
・充電サービスの準備
停電が長期化した場合に避難所や公共施設において携帯電話等の充電サービスを実施するため、これらの施設に電源タップ等を備える。
・熱中症対策
夏季の停電による熱中症対策として、避難所へのスポットクーラーや冷風扇等の配備を検討する。
④ 施設所管課は、大規模停電時にも災害対策や復旧の拠点のライフライン機能を維持するため、非常電源の整備、強化を推進する。
⑤ 健康推進課、高齢者支援課、障がい者支援課は、要配慮者利用施設の入所者等の人命を確保するため、病院、社会福祉施設等の非常電源の整備を促進する。

※病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び上下水道やガス等ライフライン施設、災害応急対策の実施機関の重要施設等について、非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を整理したリスト

（２） 東京都

都（産業労働局）は、市と連携して、大規模停電時にも災害対策や復旧の拠点のライフライン機能を維持するため、非常電源の整備、強化を推進する。

《応急対策》

（１）小平市

①　応急活動体制

市（本部班）は、「大規模な停電が発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき」と認めるときに災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとる。また、状況に応じて都、電力事業者、電気通信事業者等に、連絡員の派遣を要請する。その他状況に応じて、自衛隊の災害派遣要請を都に依頼する。

②　情報収集・伝達

市（本部班）は、住民から提供された停電、通信障害や電柱等の被害情報を電力事業者、電気通信事業者と共有するとともに、停電情報、通信障害の広報に協力する。

③　電源車等の運用

市（本部班）は、重要施設の非常電源整備状況リストに基づき、市内の各施設の非常電源の稼働状況、電源車等の配備状況等を収集し、都、電力事業者と共有する。また、非常電源の燃料が不足する場合は、協定事業者に燃料補給を要請する。

長時間停電となり、非常電源が不足する重要施設の機能維持のため、電力事業者への電源車の派遣要請、ＥＶやＰＨＥＶの公用車の活用、災害協定による自動車販売店へのＥＶ車の派遣要請により電源車等を確保し、当該施設に派遣する。

④　道路障害物の除去

市（道路復旧班）は、自衛隊災害派遣部隊、災害協定団体等に、倒木等の障害物除去作業を要請するとともに、復旧作業に必要な土地や施設を電力事業者、電気通信事業者に提供する。

⑤　被災者支援

市（各班）は、停電が長期化した地区について、住民のニーズを把握し、各種支援サービスを提供する。

充電サービスの提供	避難所や公共施設において携帯電話等の充電サービスを実施する。 また、携帯電話等販売店に、充電サービスの提供を要請する。
入浴サービスの提供	公共施設の浴場やシャワー施設の開放サービスを実施する。 また、浴場やシャワー施設を有する公共施設の管理者や災害協定団体等に、開放サービスの実施を要請する。
熱中症予防	夏季の停電による熱中症を予防するため、注意喚起や予防措置（水分補給、風通し等）を広報する。 また、冷房を配備した避難所を利用するよう要配慮者等に呼びかける。
給水支援	断水時に水道の利用が可能な施設について、当該施設における水道の被災者への開放を検討する。 また、関係機関に対して同様のサービスの提供を要請する。

（２）　電力事業者、電気通信事業者

電力事業者は停電情報を収集し、停電の状況と復旧見込みを市及び防災関係機関と共有するとともに、住民にホームページ等で広報する。 電気通信事業者は通信障害の情報を収集し、現状と復旧見込みを市及び防災関係機関と共有するとともに、住民にホームページ等で広報する。

また、市があらかじめ提供した優先復旧重要施設リストに基づき、復旧計画を策定する。計画に当たっては、道路管理者と連携して被災道路の復旧及び道路障害物の除去と電力復旧を一体的に進めるよう調整する。

（３）　道路管理者

道路管理者は、管理道路の被害や障害物の状況を市及び電力事業者、電気通信事業者と共有する。

電力施設、電気通信施設の復旧作業のため通行する道路の障害物について、電力事業者、電気通信事業者と協力して除去する。

除去した障害物の移動先について指示し、必要に応じて災害対策基本法第７６条の６により他人の土地を一時使用して仮置きする。

第５章　訓練及び防災知識の普及

対策一覧	担当
１ 防災訓練の充実	小平警察署、小平消防署、JR東日本、西武鉄道、東京都環境局、東京都高圧ガス地域防災協議会、東京都保健医療局
２ 防災知識の普及	小平消防署、小平警察署、東京都環境局

第１節 防災訓練の充実

大規模事故発生時における防災活動の円滑な実施を期するため、訓練についての実施方法等について、次のとおり定める。

１．警備訓練

（１）警視庁小平警察署

小平警察署は、突発的事故等、各種災害警備に関する各級幹部の指揮能力の向上と、一般部隊及び特殊部隊の技能向上を目的として各種警備訓練を実施する。

参加部隊等	① 警察署 ② 機動隊（特殊技能部隊含む。） ③ 関係機関
訓練科目	① 初動措置　② 警戒区域の設定　③ 救出救助　④ 交通規制 ⑤ 避難誘導　⑥ 広報活動　⑦ 被害調査　⑧ 関係機関との連携
実施時期及び場所	適宜実施

２．消防訓練

（１）東京消防庁小平消防署

小平消防署は、突発的に発生する事故等に対処するため、事故等の規模及び事象に応じた実戦的な訓練想定に基づき消防活動技術の習熟向上を図る。

東京消防庁職員の訓練	① 消防活動訓練 ア　状況判断及び指揮活動訓練　イ　小部隊による消防活動訓練 ウ　部隊の集結及び連携活動訓練　エ　各種資器材の活用訓練 ② 救出救助訓練 ア　各種救助事象別の救出訓練　イ　救助資器材の活用訓練 ③ 救急訓練 ア　現場救護所の設置訓練 イ　傷病者の緊急度に応じた分類、救急処置並びに搬送訓練 ウ　救急資器材の活用訓練 ④ 総合訓練 ア　本部運営訓練 イ　状況判断及び部隊運用訓練 ウ　関係防災機関との連携訓練 エ　関係医療機関及び東京ＤＭＡＴとの連携訓練 オ　救助･救急活動訓練 カ　給食、燃料、資器材の補給要領訓練
消防団の訓練	東京消防庁職員の訓練に準じ、消防署長が消防団長を通じて計画を樹立し実施する。

事業所、地域住民等の防災訓練指導	春･秋の火災予防運動等を中心に事業所、町会等が実施する出火防止、初期消火、応急救護処置及び避難等の訓練について、計画段階から消防署において指導する。
大規模危険物施設の訓練	事業所の相互応援協定に基づく事業所間の連携態勢の確保及び消防活動技術の向上を図るため､消防機関も含めた訓練を充実するとともにその他の危険物施設にあっては、予防規程、防災計画等に基づく地域社会との連携を考慮した消防訓練の促進を図る。

３．鉄道事故訓練

（１）ＪＲ東日本

ＪＲ東日本は、次の訓練を実施する。

防災訓練	消防機関等の協力を得て、建物火災消火訓練や列車脱線復旧訓練等を実施する。訓練項目は次のとおりである。 通報連絡、初期消火、避難誘導、救出救護、列車防護、応急復旧
非常参集訓練	① 管内の機関（支社を含む）ごとに、事故発生を想定して、年１回以上非常参集訓練及び情報伝達訓練を実施する。 ② 訓練内容は、事故発生の想定に基づき、社員の各勤務箇所または事故現場までの所要時間の確認を実施する。
安否確認訓練	安否確認メールシステムを活用し、社員･家族の安否確認訓練を実施する。

（２）西武鉄道

西武鉄道は、発災を想定した防災訓練を年１回実施するとともに、各部業務に必要な訓練を次のとおり実施する。

訓練項目	① 通信訓練　② 減速運転訓練　③ 非常招集訓練　④ 情報伝達訓練 ⑤ 退避誘導訓練　⑥ 車両脱線復旧訓練　⑦ トロリー線断線復旧訓練 ⑧ 踏切遮断機倒壊復旧訓練
実施時期	７月、８月、防災週間内

４．ガス事故訓練

（１）東京都及び東京都高圧ガス地域防災協議会

都（環境局）及び東京都高圧ガス地域防災協議会は、警視庁、東京消防庁、日本赤十字社の協力を得て、共同で高圧ガス防災訓練を実施し、災害の未然防止及び被害発生時の措置の徹底を図る。

参加機関	① 東京都環境局 ② 東京都高圧ガス地域防災協議会 ③ 東京都高圧ガス保安協会 ④ 東京都ＬＰガス協会 ⑤ 東京都ＬＰガススタンド協会 ⑥ 警視庁、東京消防庁等
訓練項目	① 基礎訓練 ガスの種別に応じ、消火訓練等実践的な訓練を行う。 ② 総合訓練 各関係機関の協力を得て総合的な対応訓練を行う。
訓練回数等	毎年１回実施するほか、東京都高圧ガス地域防災協議会の支部ごとに実施している。

５．放射性同位元素（ＲＩ）事故訓練

（１）東京都

都（保健医療局）は、医療施設の事故等に備え、保健所等にＲＩ管理測定班を設置している。この業務の円滑な遂行に関し、必要な技術等の習熟のための訓練を行う。

第２節 防災知識の普及

各防災機関は、平素から地域住民、各事業所等を対象にそれぞれに適した方法により、大規模事故等に関する知識の普及活動を行う。

各防災機関の活動状況は、次のとおりである

（１）東京消防庁小平消防署

小平消防署は、次の事項に取り組む。

①　防災広報の充実

印刷物等による広報	チラシ、回覧板等の広報印刷物を利用し、事前広報の実施及び防災知識・応急救護知識の普及を図る。
映画等による広報	各消防署単位で防火、防災に関する映画やスライド等により防災知識・応急救護知識を普及する。
講習会等による広報	不特定多数を収容する施設、大規模な危険物製造所等に対する講習会・研究会の実施、また、消防テレホンサービスを通じて防災知識・応急救護知識の向上に努める。
テレビ、ラジオによる広報	各報道機関等に対し、防災対策、災害時の心構え等について、随時、発表及び資料提供を行い、防災知識・応急救護知識の普及を図る。
インターネット等を活用した広報	デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、ＳＮＳを活用して、事前広報の実施及び防災知識・応急救護知識の普及を図る。

②　防災教育の充実

防災知識の普及啓発	児童・生徒を対象として「はたらく消防の写生会」等の開催を通じて、防火・防災思想の普及を図るとともに、地域住民に対しては、町会・自治会等を単位とした講演会、座談会、映画会等を開催し、防災意識の啓発を図る。
幼児期から社会人までの総合防災教育の推進	幼児期から社会人までの体系的な総合防災教育を推進することにより、各種災害に対する児童・生徒等自らの防災行動力を高めるとともに、家庭や地域の防災行動力の向上及び将来における防災活動の担い手の確保につなげていく。
応急救護知識技術の普及	地域住民や事業所を対象として、救命講習の受講を促進し、応急救護技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。
地域住民を対象とした組織の育成	女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。
都民防災教育センターの活用及び整備	都民・防災市民組織のリーダー及び事業所の防災担当者を対象とした防火・防災に関する知識の習得や、実践的な訓練ができる都民防災教育センターの活用及び整備を図る。
インターネットを活用した教育の推進	ホームページ上に公開している電子学習室を有効に活用し、防災知識・応急救護知識の向上を図る。

（２）警視庁小平警察署

小平警察署は、座談会、講習会等を開くとともに、警察関係の協力団体や商店会、町会等に

依頼して災害並びに防災に関する知識の普及を図る。

（３）東京都

都（環境局）は、高圧ガス関係事業所に対しポスター、標語等を配布して、保安意識の向上を図るほか、テレビ、ラジオ等を通じ、ＬＰガスの一般消費者に対し正しい使い方を周知する。